

保護者の方へ

「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症」は出席停止期間が学校保健安全法で定められています。再登校日を必ず担任の先生と確認してください。(※提出書類はありません。)

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発熱



解熱



解熱後



登校可能

※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

基準 発症した後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止



発症
症状あり



症状が
軽快



症状
軽快後



登校可能

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1

※2

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできません。